

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、公園管理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月から同年○月までの長期間にわたり、無理な姿勢で園内駐車場のライン引き作業（以下「ライン引き作業」という。）を行ったことにより、左足大腿部に激痛が走るようになったという。請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し、「左大転子部滑液包炎」と診断された。その後、請求人は、平成○年○月○日、疼痛が再発したとして、同病院に受診し、「左大転子部滑液包炎、腰部脊柱管狭窄症、左踵骨棘」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、ライン引き作業が原因で左大転子部滑液包炎を発症したと主張しているところ、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、左大転子部滑液包炎の一般的な発症機序として「左股関節部のオーバーユースによる炎症が考えられる。」としながらも、業務との因果関係については「不明」と述べている。一方、E医師は、同年○月○日付け意見書において、「業務内容から過度の加重が同部にかかったものとは考えられず、業務上とはいえない。」として、業務との因果関係を否定している。

そこで、請求人が主張するライン引き作業の内容についてみると、公園メンテナンス記録簿に記載された請求人の記録によれば、約○か月の間にライン引き作業を延べ○日行ったことは事実であり、作業を行った日それぞれの作業時間や作業量の詳細は不明なものの、1日平均で約○台分程度のライン引き作業を行ったものと推認される。しかしながら、同作業の態様は決定書理由に説示のとおり、請求人が主張するようなしゃがんだ姿勢を長時間強いられるようなものではないと判断することが相当であるから、当審査会としては、同作業の作業量及び作業頻度を考慮しても、同作業が左大転子部滑液包炎の発症の原因となるような過重な負荷のかかる作業であったと認めることはできない。

さらに、請求人は、ライン引き作業終了後、○か月程度経過してからこぶができたと述べていることからしても、ライン引き作業と左大転子部滑液包炎の発症との間に因果関係があるとは判断し得ないものである。

- (2) 請求人の腰部脊柱管狭窄症及び左踵骨棘についても、決定書理由に説示するのとおり、経年的変化によるものであり、業務上の事由によるものとは認められない。

(3) したがって、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人は、Fの説明の誤りや不誠実な対応等について縷々主張するが、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。